

鬼怒川国有林の地域別の森林計画書

第1次変更計画

(変更部分のみ)

(鬼怒川森林計画区)

計画期間
自 平成31年4月1日
至 令和11年3月31日

関東森林管理局

鬼怒川国有林の地域別の森林計画の変更について

【変更理由】

次の理由から森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第3項において準用する同法第5条第5項の規定に基づき変更するものである。

- 1 既に計画している箇所以外の荒廃溪流において保安施設を追加するため、治山事業の計画量を変更する。

なお、本変更計画は、令和3年4月1日から適用する。

【変更項目】

II 計画事項

第5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数		主な工種	備考
市町村	区 域 (林 班)	64	うち前半 5年分		
日光市	1、2、4、9、12、55、56、67、104、105、 106、107、119-I、121、124、125、126、 129、130、132、201、217、220、234、 235、236、238、240、264、265、616、 617、1026、1027、1028、1029、1034、 1035、1065、1066、1067、1068、 1079~1089、1091、1092、1095、1099、 1100、1106、1108、1113、1114、1126、 1127		64	62	溪 間 工 山 腹 工 植 栽 工 本数調整伐 治山運搬路
		64	62		